

## 新温泉町告示第34号

### 新温泉町結婚活動支援事業補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、少子高齢化の要因の一つとされる未婚化及び晩婚化の解消を図るため、結婚活動支援事業（以下「婚活事業」という。）を実施する団体等に対して、補助金を交付することにより婚活事業の推進を図ることを目的とする。

#### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる婚活事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業で他の制度から補助金等の交付を受けていないものとする。

- (1) 独身男女の出会いのきっかけとなるふれあい交流事業
- (2) 独身男女を対象として、コミュニケーション能力及び交際マナーの向上を目的とするセミナー事業
- (3) 独身男女の家族を対象として、結婚支援体制の推進を目的とするセミナー事業
- (4) その他町長が必要と認める事業

2 前項に該当する事業であっても、公序良俗に反する若しくは社会通念上適当でないと認められる内容が含まれている場合又は補助金を交付することが適当でないと町長が認めた場合は補助対象事業とはならない。

#### (参加対象者)

第3条 補助対象事業の参加対象者は、町内に在住若しくは在勤する独身者又はその家族とする。

2 前項の規定に関わらず、町長が必要と認めた者は参加対象者としてすることができる。

#### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

#### (補助金の額)

第5条 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は次に掲げる1事業当たりの補助金上限額のいずれか低い額とする。

- (1) ふれあい交流事業の補助金上限額 450,000円
- (2) セミナー事業の補助金上限額 100,000円

#### (補助金の手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新温泉町補助金等交付規則（平成17年新温泉町規則第40号）の規定に基づき手続を行うものとする。

#### (補助金の概算払)

第7条 補助事業者は、事業の完了前に概算払を請求することができる。ただし、こ

の請求は、補助事業期間中2回を超えることができない。

2 町は、当該請求を受けた日から30日以内に概算払金を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第8条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新温泉町個人情報保護条例（平成17年新温泉町条例第17号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容
旅費	活動旅費及び講師派遣旅費
謝金	講師謝金等
消耗品費	事業実施に必要な消耗品等
材料費	事業に必要な材料、食材費等
印刷費	ポスター、チラシ及び資料印刷代
通信費	切手代、電話代、回線使用料等
使用料	会場使用料、コピー使用料等
賃借料	パソコン及び備品類のリース料、車両借上料等
その他	事前の相談により、町長が必要と認める経費